

下水道課からの連絡事項

※令和8年度注意事項

1 申請について

- (1) 書類の記入漏れ、ミス、必要な書類が添付されていないことが多々見受けられます。社内で必ずチェックを行ってから提出をしてください。
- (2) 申請書類の修正テープ、修正ペンによる修正は認めません。
- (3) 下水道施設設置同意書は引き続き押印が必要となります。コピーは認めません。
- (4) 申請前には必ず現場調査を行い、現場状況に合った申請を行ってください。
- (5) 申請書や同意書は原本を提出してください。コピーは認めません。
- (6) 汚水柵調査票の計算式は宅内管最低土被り 0.3m、管径 0.1m 以外の追加は認めません。宅内側のステップ等は汚水柵深さに考慮しません。(市上下水道局 HP 掲載の書式をご使用ください。)
- (7) 公共柵・宅内排水管を隣地で共有している場合があります。公共柵の移設又は撤去の際には現場を確認し十分注意して申請・施工してください。

2 道路掘削許可書の変更について

これまで個別に許可書に押印されていた以下について定型の許可条件として記載されました。今後は個別の指示がなくても、該当する場合は遵守してください。(市上下水道局 HP に新書式(下水道用)を掲載していますので、そちらをご使用ください。)

- (1) 白線、道路標示に関すること。
- (2) 舗装本復旧に関すること。
- (3) 側溝等構造物の地山に関すること。

3 現場・検査について

- (1) 立会い検査が必要な場合は、事前に日程調整をお願いします。
- (2) 申請内容に変更が生じる場合は、事前に下水道課と協議をしてください。
- (3) 竣工図面は、申請図面に赤書きで出来形の数値を記入して提出をしてください。
- (4) 下水道施設の設置状況がはっきりとわかるよう、写真の撮影を行ってください。
(インバート、可とう継手設置・接続、支管番線締付・取付、砂基礎施工状況など)
- (5) 支管取付の接合剤は使用材料に応じ、適正な量を塗布してください。
- (6) 支管閉塞の際はキャップ等の内側へ「閉」の記載にご協力をお願いします。
- (7) 土留めをせずに施工している現場が見受けられます、適正な土留め設置を行ってください。
- (8) 砂基礎部分に粒径の大きい石等が混じっていることが見受けられます。十分に留意して施工してください。

1 下水道施設の新設や変更に関する留意事項

(1)新設について

- ア 土地の区画形質の変更に伴い下水道施設(本管、公共汚水柵)の新設が必要な場合は、「汚水放流許可申請」が必要となります。
- イ 申請する際は事前に当課及び関係機関との打合せをお願いします。許可には申請書類が揃って受付した日から2週間程度を要します。道路掘削許可についても同様です。(梓川地区の区域外放流については、関係機関への協議にさらに時間を要しますのでご承知おきください。)
- ウ 手続きを施工業者が代行する場合は、許可書を必ず申請者に届けてください。また、許可書に附された条件を申請者に説明してください。問題が発生した場合には、申請者へ連絡することがあります。

エ 申請書に添付する公図及び土地の全部事項証明書(写し)は提出日から3か月以内の書類としてください。

オ 私有地に下水道本管を設置する場合は、地役権の設定・登記が必要となります。

(2)変更(軽微なもの)について

ア 下水道施設の移設・撤去・取替・補修工事は、工事着手前に「下水道施設(移設・撤去・取替・補修)届」を提出してください。

イ 工事着手前に既存利用施設が使用可能であることを確認して施工してください。

ウ 工事完了後は、完了届を速やかに提出してください。完了届の受理をもって供用開始となりますので、申請者等に迷惑が及ばないようにしてください。

エ 土地利用の変更に伴い不要となる下水道施設は、撤去をしてください。

オ 現況写真を添付してください。

2 下水道施設の設計・施工について

(1) 松本市公共下水道設計基準(令和7年6月1日適用)に基づき設計・施工してください。

(2) 管布設は汚水の溜りが生じないように作業段階ごとに点検鏡で確認してください。

(3) 工事写真の撮り忘れがないよう十分に注意してください。

3 自営工事の検査について

(1) 検査依頼書の提出時には管内の洗浄及び現場への墨入れを済ませておいてください。

(2) 工事写真の不足で施工内容が確認できない場合は、申請者の負担で掘削確認を行います。

(3) 本管の施工がある場合は、必ず現場責任者が検査に立ち会ってください。

(4) 放流検査完了通知の発行には、検査依頼から2週間程度を要します。

4 その他

(1) 下水道課からのお願い

ア 施設変更の完了届が未提出の工事が多数ありますので各社確認のうえ至急提出してください。

イ 道路の本復旧については各社で確認し未施工がある場合は至急本復旧を行ってください。

ウ 掘削申請について上水道給水管と併設する場合は、掘削延長が長い方で申請してください。

(2) ホームページ掲載資料

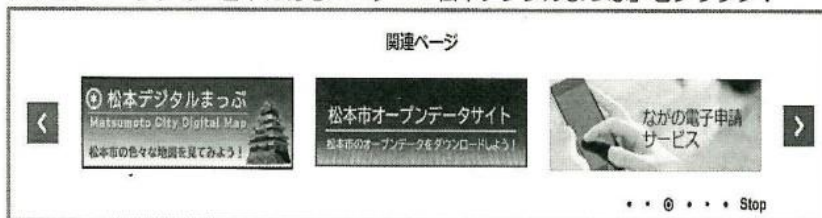
ア 自営工事様式については下記に掲載しています。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/jougesuidou/1454.html>

イ 上下水道台帳は「松本デジタルまっぷ」から閲覧できます。(最新の台帳は窓口でお問い合わせください。)

<https://www2.wagmap.jp/matsumoto/Portal>

TOPページの一番下にあるバナー「松本デジタルまっぷ」をクリック!



道路掘削許可書

| | | | |
|----|----|---------|---|
| 令和 | 年度 | 松本市指令管第 | 号 |
|----|----|---------|---|

住所

氏名

(担当者)

次のとおり、道路掘削工事を許可します。

| | | | |
|---------|-------------------------------|--|-------------------------|
| 掘削の目的 | | | |
| 掘削の場所 | 路線名 | 市道 | 号線 |
| | 場所 | 松本市 | |
| 工事の期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までのうち 日間 | | |
| 道路状況 | 掘削規制 | 有・無 | アスファルト・コンクリート・砂利・その他() |
| 工事の実施方法 | 同時施工 | 有・無 | 上水・下水・ガス・他() / 同一溝内・別々 |
| 本復旧の予定 | 有・無 | 注)別工事で施工する場合は無に○をし、その工事名と施行者を記載すること (理由) | |
| | 令和 年 月 | 施工予定 / 本復旧面積 | A= m ² |
| 通行規制の方法 | 全面通行止 ・ 片側通行止 ・ その他 () | | |
| 工事施工者 | 会社名 | 請負・直営・自営 | |
| | 責任者 | 連絡先 | |
| 備考 | | | |

許可条件

- 1 別途、道路交通法第77条に基づく道路使用許可（警察署）及び松本市火災予防条例第50条の規定に基づく道路工事届（消防署）の手続きをとること。
 - 2 掘削は側溝等構造物の地山を崩さないように施工すること。つぼ掘り、溝掘り、あるいは推進工法によるものとし、えぐり掘り（トンネル掘りを含む）は行ってはならない。（地山断面写真、鞆管施工写真を添付すること）
 - 3 埋戻しは、クラッシャーラン(40～0)又はこれに同等以上のものを使用することとし全土入替えにて行うこと。
 - 4 埋め戻しは、各層20cmごとにランマー等により入念に突き固めること。
 - 5 仮復旧は、埋め戻し完了後直ちに実施することを原則とする。やむを得ず直ちに実施できない場合は、路盤の碎石の飛散や洗堀等により、通行に支障を生じさせないよう適切な措置を講じること。
 - 6 仮復旧にあたり舗装路面は、現況路面にすり合わせるものとし、余盛りはしないこと。
 - 7 側溝、水路に掘削土砂や埋戻し土が極力入らない対策を図り、工事完了後には清掃を行うこと。
 - 8 仮復旧完了後直ちに、占用工事（仮復旧）完了届を提出すること。尚、そのときに、原状の舗装路盤構成が確認できる写真等を添付すること。（その結果に基づき本復旧の舗装構成を決定する）
 - 9 本復旧は、仮復旧後概ね4ヶ月以上6ヶ月以内（冬季12月～3月は施工不可）に行うこと。この際工事施工10日前迄に本復旧着手届を提出し、完了後には、占用工事完了届を提出すること。
 - 10 明らかに工事の不良により起因したと認められる道路の損傷等については、本復旧後においても原因者において修復すること。
 - 11 規制に関する路面標示は仮復旧においても原状復旧すること。
 - 12 掘削状況によって本復旧の残余幅員が路肩又はセンターラインから1.2m未満の場合、又は舗装幅員が3m以下の場合は、全幅にわたり本復旧すること。
- ※上記による他、関係法令、「松本市道路占用工事共通仕様書」を遵守すること。

令和 年 月 日 松本市長

No. _____

取付管工

着工前



☆ 着工前・竣工 写真は、対比出来るように同じ方向から撮影したものを写真帳の**最初のページ**にまとめてください。

取付管工

竣工



☆ 検測数値が写真で読めるように撮影してください。（検測位置は「官民界の官地側」の他に「本管直上」と「公共ます」の位置でも撮影してください。）

取付管工



☆ 諸規定の深さ以上の施工を行う場合は、**土留め等による安全対策**を必ず行ってください。



No. _____

取付管工

床付出来形検測

H=1,560

床付幅出来形検測

W=850

☆ 残高検測により、転圧厚みを確認出来るように撮影をしてください。



No. _____

取付管工

砂基礎敷均状況



No. _____

取付管工

材料検測

樹・0度自在・45度自在

Φ200×1,100

☆ 削孔完了時には、発生した廃材(切り抜き片)と一緒に撮影してください。
 また、削孔面の清掃・支管の**接着剤の塗布状況**も撮影してください。

本管削孔状況

支管接着剤塗布状況



☆ **支管圧着状況(番線・シノ締め)**が確認出来るようにしてください。
 (接合状況が写真で確認できない「メカロック支管」は使用しない。)

支管取付

番線締付完了



☆ 残高検測時には取付管φ150の扱い外径を170mmとしてください。

No.

取付管工

取付管布設出来形

L= 2,040



☆ 管上・管側部の砂基礎の転圧は、管を痛めないように、
 タコや剣スコップによる突固め転圧を行ってください。



砂基礎埋戻人力転圧状況

☆ 残高検測により、転圧厚みを確認出来るように撮影をしてください。



No.

取付管工

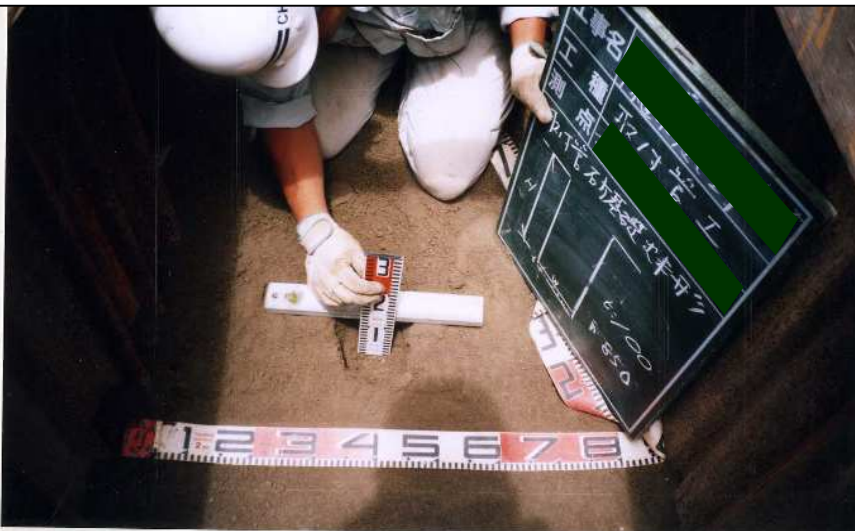
北條様共同住宅

砂基礎出来形検測

H=1,460

W= 850

☆ 下の写真のように、掘り抜きによる検測は、好ましくありません。
 (転圧した箇所を荒らすこととなりますので、再転圧が必要です。)



北條様共同住宅

砂基礎厚出来形検測

t=100



R100

国土交通省100%再生紙等利用のマーク



A-L6W

再生紙100%

No. 取付管工



砕石埋戻転圧状況

3層目

☆ 埋戻し写真は、20cm毎のすべての各層について
敷均し状況・転圧状況・検測のパターンで撮影してください。

No. 取付管工



砕石埋戻出来形検測

H= 400

t=200 3層目

☆ 瀝青剤散布は、散布機を必ず使用し、ムラ無く均一に散布してください。
(じょうろ・ほうき・タイヤブラシは厳禁)

舗装復旧工



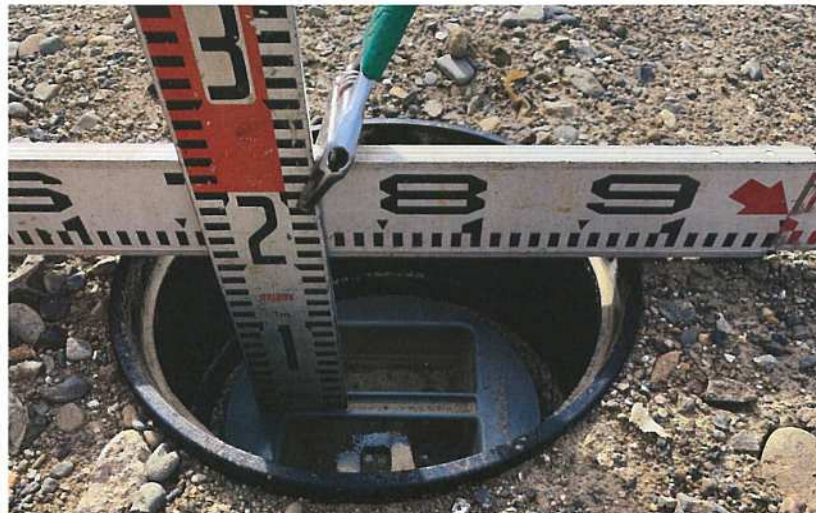
乳剤散布状況

☆ 交通整理員を配置した場合は、状況写真を撮影してください。
☆ 安全管理状況の解る写真を撮影・添付してください。

☆ 掘削側面及び他埋設管と離隔を30cm以上確保してください。



NTT管離隔H=350



区画No.1

防護蓋離隔検測

H=150

☆ 防護蓋は**凹型**を使用し、
内蓋と防護蓋との**離隔15cm**の検測写真を撮影・添付してください。



区画No.1

防護蓋離隔検測

H=150